

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から39年3月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで

申立期間①については、当時住み込みで勤務していたA社の事業主が、私が20歳の時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、私の妻が銀行に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻については、当該期間の国民年金保険料を納付した記録となっているにもかかわらず、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間である上、申立人は、申立期間②の前後の国民年金保険料をいずれも納付している。

また、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、オンライン記録によれば、申立人の妻は、申立期間②を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人の妻の所持する領収証書によれば、申立人の妻は、申立期間②を含む昭和45年度の国民年金保険料を、昭和45年12月17日及び46年12月31日に納付したことが確認できることから、申立人の申立期間②の国民年金保険料も、申立人の妻の申立期間②の国民年金保険料と一緒に、現年度又は過年度納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化はうかがわれない。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 10 月 1 日に払い出されたことが確認でき、この時点で、申立期間①の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする元事業主は既に死亡していることから、当時の納付状況は確認できず、不明である。

さらに、申立人は、「結婚した昭和 43 年 11 月以後の国民年金保険料については、夫婦で納付していたが、申立期間①当時の国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無い。」と述べており、特例納付により申立期間①の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から同年 3 月まで  
② 昭和 40 年 3 月から 41 年 3 月まで  
③ 昭和 41 年 11 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 45 年 2 月から 46 年 3 月まで  
⑤ 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで

私の妻が、職場の回覧文書で、未納となっている国民年金保険料を納付できるのは、今回限りであることを知り、A 市役所に相談に行った上で、未納であった申立期間のすべての国民年金保険料を一括して納付したはずであり、当該期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

また、申立期間⑤については、前後の期間の国民年金保険料が納付されているにもかかわらず、この期間の国民年金保険料だけが未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、9 か月と短期間である上、申立人は、申立期間⑤の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間⑤の前後において申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化はうかがえないことを踏まえると、申立人は、申立期間⑤の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間⑤を含む昭和 51 年 11 月から 63 年 3 月まで国民年金に任意加入していることから、制度上、過年度納付はできないところ、申立人に係る特殊台帳には、申立期間⑤前の 51 年 11 月から 52 年 3 月までの

期間及び申立期間⑤直後の 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、過年度納付と記録されている上、申立期間⑤に係る過年度納付書が交付されていることが確認できる。

一方、申立期間①、②、③及び④については、申立人は、妻が申立人の国民年金保険料を一括して納付したと述べているところ、納付時期、納付場所、納付金額及び納付書の交付についての申立人の妻の記憶は定かではない。

また、申立人が、当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福島国民年金 事案 642

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 63 年 5 月 26 日に夫の分と一緒に過年度納付したはずだが、オンライン記録では、私の分だけが未納とされている。

当時の納付書・領収証書を保管しているので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立人の氏名が記載された申立期間に係る納付書・領収証書には、昭和 63 年 5 月 26 日の領収印が確認できるにもかかわらず、オンライン記録によれば、当該国民年金保険料は、申立人の夫の国民年金保険料として取り扱われたことが確認できるところ、この原因は、行政機関側の過誤により、当該納付書・領収証書の発行に当たって、氏名欄には申立人の氏名を記載しながら、国民年金手帳記号番号欄には申立人の夫の国民年金手帳記号番号を記載したことと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福島国民年金 事案 643

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から43年3月まで

私の国民年金保険料は、結婚前は親が、結婚後は夫がそれぞれ納付していたにもかかわらず、申立期間のみが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は21か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の2か月前の昭和41年5月11日に任意加入していることが確認でき、任意加入から間もない申立期間が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和40年4月1日から41年2月1日までの期間について、事業主は、申立人が40年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、41年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年4月から同年9月までの期間は1万円、同年10月から41年1月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から41年2月ごろまで  
② 昭和45年10月ごろから46年3月ごろまで  
③ 昭和52年2月1日から同年7月1日まで  
④ 昭和52年10月10日から53年2月1日まで

申立期間①については、中学校を卒業後、昭和40年4月1日にA社に養成工として入社し、41年2月ごろまで勤務しており、申立期間②については、B社C工場に季節労働者として勤務していたが、いずれの期間についても厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間③及び④については、私は、昭和51年11月1日から53年2月1日までD社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間は、51年11月1日から52年2月1日までの期間及び同年7月1日から同年10月10日までの期間の合計6か月のみとなっており、申立期間③及び④の被保険者記録が無い。

これらの申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚 12 人が、「申立人は、A社に昭和 40 年 4 月 1 日に同期入社した養成工であり、本社工場で一緒に勤務していた。同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」旨を述べている。

一方、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人と同姓同名で、生年月日が 2 日異なる者が、A社において、昭和 40 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 28 日に記号番号を払い出されていることが確認できるところ、同僚は、申立人と同姓同名の者はほかにいなかった旨を述べていることから、当該記録は申立人のものと認められる。

また、申立人のA社における被保険者資格の喪失日については、被保険者原票が無く、確認することができないところ、申立人及び複数の同僚は、申立人の退職日を昭和 41 年 2 月ごろであると記憶している上、申立人は、「退職後、すぐにE県で個人経営の事業所に就職したが、1 か月にも満たないごく短期間で退職した。その後、すぐに帰郷してF社に就職した。」と述べているところ、オンライン記録によれば、申立人は、同年 3 月 8 日にF社において被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立人は、同年 2 月ごろまでA社に勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、41 年 2 月 1 日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社の養成工の標準報酬月額から、昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの期間は 1 万円、同年 10 月から 41 年 1 月までの期間は 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間②については、同僚に照会しても、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、当時、弟と共に季節労働者としてB社C工場に勤務したと述べているところ、同社では、「正社員については、厚生年金保険に加入させていたが、季節労働者等については加入させていない。」としている上、弟についても、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではない。

申立期間③及び④については、申立人は、D社に継続して勤務していたと述べているところ、同僚 3 人が、「申立人は、D社に短期間勤務した後、いったん退社し、数か月後に再度入社した。」と述べている。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 51 年 11 月 1 日に取得した被保険者資格を 52 年 2 月 1 日に喪失し、同年 7 月 1 日に再取得した被保険者資格を同年 10 月 10 日に喪失していることが

確認できるところ、それぞれ、資格喪失日から1か月以内の同年2月28日及び同年11月9日に健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

さらに、D社は、昭和59年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、申立期間③及び④に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで

申立期間①については、結婚した昭和 39 年 3 月以降は、私が元妻の分と一緒に国民年金保険料を集金人に納付した。また、結婚前も、納付方法等についての記憶は定かではないが、納付していたはずである。

申立期間②については、当初は、住み込み先の親方夫婦に国民年金保険料を渡して納付してもらっていた。また、A 県 B 市に転居した昭和 46 年以降は、国民年金保険料を集金人に納付していたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、結婚した昭和 39 年 3 月以降、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間①は申立人の元妻も未納となっていることが確認でき、夫婦の納付状況が一致している。

また、申立人は、結婚前も国民年金保険料を納付していたはずであると述べているところ、結婚前の期間に係る国民年金保険料の納付方法等についての申立人の記憶は定かではない。

申立期間②については、申立人は、住み込み先の親方夫婦に国民年金保険料を渡して納付してもらっていたと述べているところ、親方夫婦の住所及び氏名を記憶していないことから、納付状況等を確認することができない。

また、A 県 B 市に転居した昭和 46 年以降は、国民年金保険料を集金人に納付していたと述べているところ、同市が保管する申立人に係る国民健康保険

の加入記録では、申立人は、昭和 48 年 4 月 1 日に加入しており、国民年金保険料の納付記録と一致している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 645

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 60 年 3 月まで  
申立期間当時、私は大学生であったが、私の父が居住する A 村の役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月同村役場で納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 村に居住する申立人の父が、同村役場で、申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は申立期間より前に、同村から B 市に転出していることが確認でき、申立人の住民票が無い同村で、父が申立期間に係る国民年金保険料を納付することは制度上できない上、同村及び同市のいずれにおいても、申立人の国民年金加入記録は確認できない。

また、オンライン記録によれば、申立期間は未加入期間として処理されたことが確認でき、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付方法等についての申立人の父の記憶は定かではない上、申立人の父が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 646

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から53年1月まで

私は、平成15年に社会保険事務所（当時）で年金記録に空白期間は無いと言われたのに、今になって申立期間が空白期間となっていることに納得できない。

なお、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、あまり記憶が無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及びA県B町（現在は、C市）が保管する国民年金被保険者カードには、いずれも昭和53年2月18日に任意加入したことが記録されており、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 8 月 17 日まで  
私は、昭和 62 年 3 月に中学校を卒業後、同年 4 月に正社員として A 社（現在は、B 社）に入社し、C 業務に従事した。  
昭和 63 年 8 月に退社するまで厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父が、「私が A 社の代表取締役と知り合いであることから、中学校を卒業してすぐに息子を A 社に就職させてもらった。」と具体的に述べていること及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人の上司二人は、「会社は本人の希望で社会保険に加入させていた。」、「私は、会社に頼んで社会保険に入れてもらった。昭和 62 年ごろ、A 社では、従業員全員を社会保険に加入させていたわけではなかった。」と述べているところ、申立人と一緒にスタッフとして勤務していた同僚 3 人のうちの一人については、申立人と同様、申立期間の被保険者記録は確認できない。

さらに、E 市によれば、申立人は、申立期間を含む出生日から昭和 63 年 8 月 17 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を

うかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 30 日から同年 11 月 20 日まで  
私は、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで、正社員としてA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。  
申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、B市にあるA社において被保険者資格を取得していたところ、同社は、昭和 51 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人及び申立人が記憶する同僚を含め、同日に被保険者資格を喪失した 20 人中 15 人が、その後、C市（現在は、D市）にある同名のA社（商業登記簿上は、A社支店）において再度被保険者資格を取得しているところ、15 人全員に1か月から5か月程度の未加入期間がみられることから、同社では、これらの従業員について、段階的に被保険者資格を取得させたものと考えられる。

また、A社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の資格取得日は、昭和 51 年 11 月 20 日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 21 日から 10 年 5 月 31 日まで

私が A 社に勤務していた申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額は、実際の給与総支給額より著しく低くなっている。

当時の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書（平成 5 年 7 月及び 8 年 1 月を除く。）によれば、申立期間のうち平成 4 年 9 月を除く期間について、申立人は、A 社からオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額の給与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、前述の給与明細書における厚生年金保険料控除額（厚生年金保険料と厚生年金基金の掛金の合計額。以下同じ。）は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している又は当該厚生年金保険料額を下回っていることが確認できる。

また、同僚の給与明細書においても、申立人と同様の状況が確認できることから、A 社が社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額は、実際に支給された給与額に比べ低額であった可能性がうかがえる。

一方、申立期間のうち、申立人が給与明細書を所持していない平成 5 年 7 月及び 8 年 1 月については、A 社においても厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無く、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A 社が加入する B 厚生年金基金では、厚生年金保険と複写式の届出

用紙に基づいて、標準報酬月額の変更を行っていたと述べており、申立人に係る加入員台帳における標準給与・標準賞与の記録についても、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 12 月 24 日から 19 年 4 月 19 日まで

私は、昭和 17 年 12 月に学校を卒業してA社（現在は、B社）に入社した。

その後、昭和 19 年 2 月にA社がC県D市の同社E工場に工場疎開したことから、私は同年 4 月 20 日に大日本帝国陸軍に志願入隊する直前まで同社同工場に勤務していた。

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の記憶並びに申立人に係る兵籍簿の記載内容から、申立人は、申立期間当時、A社及び同社の疎開先である同社E工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の労働者年金保険法では、男子筋肉労働者にのみ被保険者資格が適用されていたところ、申立人は、「自分は工員ではなく、監督や教育係の仕事に従事していた社員であった。」と述べていることから、申立人は、男子筋肉労働者ではなかったものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人及び同僚が社員と記憶している同僚3人の資格取得日は、厚生年金保険法の施行により男子非筋肉労働者にも被保険者資格の適用が拡大された以降の昭和 19 年 10 月 1 日であることが確認できる。

さらに、B社の事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月ごろから 48 年 2 月ごろまで  
② 昭和 48 年 2 月ごろから同年 4 月ごろまで  
③ 昭和 48 年 5 月ごろから同年 6 月ごろまで

申立期間①にはA社に、申立期間②にはB社に、申立期間③にはC社にそれぞれ勤務していたが、いずれの期間についても厚生年金保険被保険者記録が無い。

高校時代に交通事故に遭ったことから常に体調を気にしており、健康保険証が無い会社には勤務したことは無いので、申立期間①、②及び③についても厚生年金保険に加入しているはずである。

調査の上、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、D県E市にあったA社に勤務していたと述べているところ、適用事業所名簿及びオンライン記録において、申立人が同社の所在地として挙げた同市には、該当する厚生年金保険の適用事業所名及び類似の事業所名は見当たらない上、同市を管轄する法務局には、同社に係る商業登記の記録は無いことから、事業所を特定することができない。

また、申立人は、A社における上司及び同僚等の氏名を記憶していないことから、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

申立期間②については、入社の際、勤務形態、所在地等についての申立人の記憶とB社の事業主の記憶がおおむね合致することから、申立人は、同社に勤務していたと推認できるところ、オンライン記録によれば、同社は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当

時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社では、「当社は昭和45年5月18日に設立し、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。適用事業所となっていない期間において、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。」としている。

申立期間③については、申立人は、D県F市に寮があったC社に勤務していたと述べているところ、適用事業所名簿及びオンライン記録において、同市には該当する厚生年金保険の適用事業所名及び類似の事業所名は見当たらない上、同市を管轄する法務局には、同社に係る商業登記の記録は無いことから、事業所を特定することができない。

また、申立人は、C社の事業主、上司及び同僚等の氏名を記憶していないことから、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

なお、オンライン記録によれば、申立期間③当時、D県内において名称に「C」を含む適用事業所は4事業所あったことが確認できるところ、これら4事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、これら4事業所の事業主に照会しても、申立期間③に係る申立人の勤務実態を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月ごろから 38 年 10 月ごろまで  
申立期間にはA社に勤務しており、その旨を履歴書にも記載しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 63 年に作成した履歴書には、申立期間においてA社に勤務した旨の記載があること、複数の同僚の記憶及び同僚のうちの一人が所持する 38 年 5 月 30 日付け身分証明書から、申立人が、申立期間当時、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は既に死亡し、婚姻前だった申立人の妻及び複数の同僚は、申立てに係る事業所の本社所在地及び事業主の氏名を承知していないことから、事業所を特定することができない上、オンライン記録によれば、複数の同僚が勤務場所であったと述べているB市には、該当する厚生年金保険の適用事業所名及び類似の事業所名は見当たらない。

また、前述の同僚についても、自身が申立てに係る事業所に勤務していたとする期間の厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間当時、全国において名称に「A」を含む厚生年金保険の適用事業所は複数あったことが確認できるところ、これらの事業所の事業主及び当該事業所において厚生年金保険被保険者となっていた者に照会しても、申立人を記憶している者はいない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。